

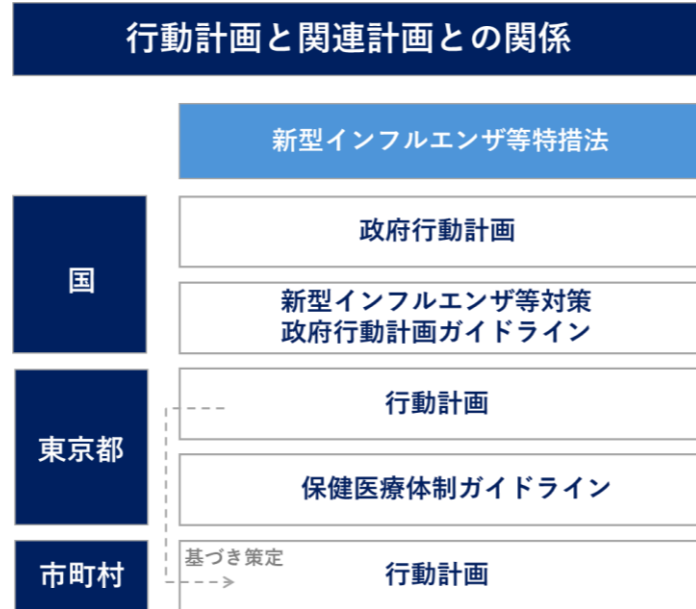
武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年4月)

概要版

第Ⅰ部 総論

1 本行動計画の基本的な考え方

- (1)位置づけ
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画とする。
- (2)対象とする感染症
 ①新型インフルエンザ等感染症
 ②指定感染症(病状が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
 ③新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3)計画の改定
 都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に行う。



2 対策の目的

- (1)感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
 (2)市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

第Ⅱ部 各論

1 実施体制

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○市行動計画の見直し ○実践的な訓練の実施 ○体制整備・強化(BCP・人材養成) ○国や都等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ○迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○まん延防止等重点措置及び緊急事態措置 ○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
○市民等への情報提供・共有(健康教育、感染状況、感染防止対策等)		
○双方向のコミュニケーションの実施(相談窓口、コールセンター)		

3 まん延防止

準備期	初動期	対応期
○マスクの着用、手洗い等の基本的な感染防止対策の普及啓発		○徒歩や自転車による移動勧奨
○施設の感染防止対策・臨時休業等の実施、要請		○都の外出自粛要請、営業時間の変更、使用制限等への協力
○発生国等への渡航自粛の注意喚起		
○BCPに基づく対応準備		

4 ワクチン

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○必要資材の準備 ○供給・接種体制の構築 ○情報提供・共有 ○ODXの推進 	○特定接種・住民接種	
		○ワクチンや必要な資材の供給
		○健康被害救済

5 保健

準備期	初動期	対応期
○保健所との連携による研修等の実施、緊密な情報共有、市民等に対する情報発信等		
		○都の健康観察やサービスの提供、パルスオキシメーター等の物品の配布への協力

6 物資

準備期	初動期	対応期
○感染症対策物資等を計画的に備蓄、備蓄状況の確認	○備蓄状況の確認、医療機関や市民等への供出、追加的な備蓄	

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○支援実施に係る仕組みの整備 ○教育及び学びの継続に関する体制整備 ○生活支援を要する者への支援等の準備 ○火葬体制の構築 	○市民生活を支える事業の継続(市民経済、インフラ等)	
	○遺体に対する適切な対応	

武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年4月) 概要版

発行 令和8年4月

編集 武蔵野市健康福祉部健康課

東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番10号

TEL 0422-51-7004